

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

(第241回) 議事録

1. 日時 令和5年10月27日（水） 10:30～10:47
2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）
（Web会議システムを利用）
3. 議事
 - (1) 専門委員等の紹介
 - (2) 専門調査会の運営等について
 - (3) 座長の選出・座長代理の指名
 - (4) その他
4. 出席者
（専門委員）
児玉座長、伊藤専門委員、岡田専門委員、小野道之専門委員、小野竜一専門委員、
佐々木専門委員、柴田専門委員、手島専門委員、藤原専門委員
（食品安全委員会）
川西委員、脇委員
（事務局）
中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、今井評価情報分析官、
奥藤課長補佐、山口係長、今村技術参与、田地技術参与
5. 配布資料
 - 資料1 食品安全委員会専門調査会運営規程
 - 資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について
 - 資料3 「食品安全委員会における調査審議方法(平成15年10月2日食品安全委員会決定)」
に係る確認書について

6. 議事内容

○今井評価情報分析官 定刻となりましたので、ただいまより第241回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

最初に、10月1日付けで事務局の人事異動がありましたので、御報告させていただきます

す。

評価情報分析官の井上の後任として着任いたしました、今井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきます。

本日は、ウェブ会議システムを併用した形で、公開で開催しております。

また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

食品安全委員会の専門調査会は、令和5年10月1日付けで専門委員の改選が行われております。

本日が改選後最初の会合となりますので、初めに、山本食品安全委員会委員長より御挨拶申し上げるところですが、所用により不在のため、委員長代理である川西徹委員に代読いただきます。

よろしくをお願いいたします。

○川西委員 それでは、本来、山本から御挨拶させていただくところですが、この調査会の主担当でもある、私、川西のほうから代読をさせていただきます。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長としてお礼を申し上げます。

既に岸田内閣総理大臣から、令和5年10月1日付けで食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。

専門委員の先生方が所属される専門調査会あるいはワーキンググループについては、委員長が指名することになっており、先生方を遺伝子組換え食品等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

遺伝子組換え食品等専門調査会は、応用生物学、植物代謝、微生物学、食品化学等の分野が御専門の計10名の専門委員で構成されており、遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価を担当していただいております。

具体的には、厚生労働省から食品衛生法に基づき、遺伝子組換え食品、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物、また、農林水産省から飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、遺伝子組換え飼料、遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料添加物等の安全性評価に関する評価要請を受けまして、これまで約350品目について評価を行ってきたところです。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。

専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願いいたします。

通常、私どもが考える科学は、精密なデータを基に正確な回答、真理を求めていくものです。一方、御承知のように、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて予測、評価、判断をしていく科学、すなわちレギュラトリーサイエンスの一部であると考えられていま

す。リスク評価において、あるときは限られたデータしかない場合でも、完璧さにこだわらずに回答を出すことが求められることもあることを御理解いただきたいと思います。

なお、専門調査会の審議については、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益、もしくは不利益をもたらすおそれがある場合など除き、原則公開となっております。先生方のこれまでの経験から得た貴重な知見を生かした御発言によって、また、総合的な判断に至るまでの議論を聞くことにより、傍聴者の方々にはリスク評価のプロセスや意義を御理解いただけ、情報の共有にも資するものと考えています。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられています。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものです。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上、挨拶といたします。ありがとうございました。

○今井評価情報分析官 川西委員、ありがとうございました。

続きまして、本日の配付資料を確認します。

本日の資料は、議事次第、専門委員名簿のほかに資料が3点ございます。

資料1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」。資料2「食品安全委員会における調査審議方法等について」。資料3、確認書となっております。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、議事に入ります。

議事(1)の「専門委員等の紹介」でございます。

お手元の専門委員名簿を御覧ください。

遺伝子組換え食品等専門調査会は、10名の専門委員から構成されております。

私のほうから、名簿の順番でお名前を御紹介させていただきます。

伊藤政博専門委員でございます。

岡田由美子専門委員でございます。

小野道之専門委員でございます。

小野竜一専門委員でございます。

児玉浩明専門委員でございます。

佐々木伸大専門委員でございます。

柴田識人専門委員でございます。

手島玲子専門委員でございます。

樋口恭子専門委員は、所用により本日御欠席です。

藤原すみれ専門委員でございます。

食品安全委員会からは、川西委員、脇委員に御出席いただいております。

最後に、本日出席の事務局の御紹介をさせていただきます。

中事務局長。

及川事務局次長。

前間評価第二課長。

奥藤課長補佐。

山口係長。

今村技術参与。

田地技術参与。

最後に、私、今井でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議事（2）「専門調査会の運営等について」でございます。

お手元の資料1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」及び資料2「食品安全委員会における調査審議方法等について」を御覧ください。

要点のみ御説明させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。

食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条に、専門調査会の設置等を定めております。

第2条第3項におきまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すると規定されております。

その下、第2条第5項でございますが、座長代理の指名について規定しております。

このページの最後、第4条は、座長は専門調査会の会議を招集し、その議長となると規定されております。

2ページ、第4条第3項でございますが、座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができるとなっております。

次の3ページの別表でございますけれども、各専門調査会の所掌事務について記載しております。

めくっていただきまして、4ページに遺伝子組換え食品等専門調査会の記載がございます。遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議をすることと規定されております。

続きまして、資料2「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

ページ中ほどでございます「2 委員会等における調査審議等への参加について」を御覧ください。

(1) 委員会等は、その所属する委員または専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする規定されており、具体的には①から次のページの上段の⑥まで記載がございますが、申請資料の作成に協力した場合などが定められておりますので、御確認いただければと思います。

2ページの(2)でございますが、任命された日から起算して過去3年間において、該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出するものとしてされており、各委員より既に提出いただいております。

その下、(4)でございますが、確認書の提出があった日以降に開催する委員会等の都度、当該確認書に記載された事実の確認を行うという規定でございます。

資料の説明は以上でございます。

御質問などはございますでしょうか。

よろしければ、ただいま御説明をいたしました内容につきまして、御理解、御留意いただきまして、専門委員をお務めいただければと存じます。よろしく願いいたします。

次に、議事(3)の「座長の選出・座長代理の指名」に進ませていただきます。

まずは、座長の選出をお願いしたいと思います。

座長につきましては、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項に、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。

専門委員の皆様から御発言をお願いできればと思います。

岡田専門委員、お願いいたします。

○岡田専門委員 ありがとうございます。

児玉浩明委員を座長に推薦申し上げます。

○今井評価情報分析官 岡田専門委員、ありがとうございます。

ほかに御発言はございますでしょうか。

小野道之専門委員、お願いいたします。

○小野道之専門委員 私も、誠に僭越ではございますが、児玉浩明先生を推薦申し上げます。

児玉先生は、改めて申し上げることもなく、遺伝子組換え食品に関して、特に安全性に関して広い見識をお持ちでいらっしゃいますし、私の専門分野であります遺伝子組換え植物や作物の安全評価につきましても、我が国を代表する方であると考えております。当調査会の座長として適任の方と考えて、推薦申し上げます。よろしく願いします。

○今井評価情報分析官 小野道之専門委員、ありがとうございます。

ただいま、岡田専門委員、小野道之専門委員から、児玉専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同いただけます場合は、拍手または青色の同意カードを提示いただければと思います。

(拍手)

○今井評価情報分析官 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、児玉専門委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは、児玉座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○児玉座長 児玉です。

ただいま、座長を拝命しました、千葉大学の児玉でございます。

私は平成21年からこの委員会にてリスク評価のほうに携わらせていただいておりますけれども、遺伝子組換え食品は2000年初頭から実用化が始まって、リスク評価が始まって、20年近くといたしますか、実質20年以上続いておりますけれども、皆様の御協力に基づきまして、今のところ、無事故という形で非常に安全に利用されているという状況になっております。

ただ、この20年間と比べまして、今後、新しい技術開発が非常に進んでおりまして、直接的、間接的に遺伝子組換え技術を使ったような食品が想定されています。ですので、今後とも委員の先生方のお力をお借りして、ある意味フレキシブルに進めていけたらなども考えておりますし、今、遺伝子組換え食品、種子植物と添加物について、食品健康影響評価指針等や技術的文書の策定等、皆様の御尽力をいただいておりますけれども、それにさらに加える形で、今後、新しい評価指針とかそういうのも考えていかななくてはならない状態になると私自身は思っておりますので、今後とも皆様の御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

僭越ではございますけれども、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○今井評価情報分析官 ありがとうございます。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございますので、座長代理の指名を座長にお願いしたいと思います。

また、これ以降の議事の進行は児玉座長にお願いいたします。

○児玉座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明があった座長代理の指名についてですけれども、私に事故があったときに代理をお願いするということになります。私から座長代理として佐々木専門委員にお務めいただきたくお願いしたいと思います。

それで進めさせていただきたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。御賛同いただけるかどうか、拍手か青色のカードでお願いいたします。

(拍手)

○児玉座長 ありがとうございます。

それでは、皆様の同意が得られましたので、佐々木専門委員から一言御挨拶をいただければと思います。

○佐々木専門委員 大阪公立大学の佐々木でございます。座長代理を拝命いたしました。

まだ不慣れな部分もあるかと思っておりますけれども、勉強しながら務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○児玉座長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。

予定されていた議事については一通り議論いただきました。

続きまして、議事（4）の「その他」ですけれども、事務局からほかに何かありますでしょうか。

○今井評価情報分析官 特にございません。

○児玉座長 それでは、これで私の最初の任務としては非常に軽いものでしたけれども、第241回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。